

静岡県告示第283号の2

静岡県建築基準条例第10条の2第1項に規定する知事が定める基準（平成29年静岡県告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
1 次に掲げる基準に適合すること。 (1)～(3) (略)	1 次に掲げる基準に適合すること。 (1)～(3) (略) (4) <u>木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和7年国土交通省告示第250号）第5第5号に規定する必要壁量の計算においては、算出された必要壁量に、1.2を乗じなければならない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。